

女性の活躍・創業支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、女性の創業や地域での活動の推進を目指す女性の活躍・創業支援業務について、民間事業者の創造性やノウハウを活用した効果的な業務実施を確保することを目的に、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することから、その実施方法等必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 女性の活躍・創業支援業務委託
- (2) 履行場所 川口市の指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙『女性の活躍・創業支援業務仕様書』のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 委託料上限 1,389,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合に選考委員会への参加を可能とする。見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行わないこととする。

5 スケジュール

内容	日程
募集開始	令和8年4月 1日（水）から
質問締切日	令和8年4月 8日（水）まで
質問回答日	令和8年4月10日（金）まで
参加表明の受付締切	令和8年4月13日（月）まで
参加資格の確認結果通知	令和8年4月15日（水）まで
提案書提出締切日	令和8年4月23日（木）まで
選定結果通知日	令和8年5月 1日（金）

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加表明書

- ア 受付期間 令和8年4月1日（水）9時～4月13日（月）17時（時間厳守）
期間外の提出は受付不可
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出書類 ①参加表明書（様式第1号）
②誓約書（様式第2号）
- エ 提出先 「問い合わせ先」電子メールアドレス

(2) 企画提案書

- ア 受付期間 令和8年4月1日（水）9時～4月23日（木）16時30分
（時間厳守、郵送の場合必着）
期間外の提出は受付不可
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①企画提案書（頭紙）（様式第3号）
②企画提案書（正本1部、副本6部）

③見積書（1部）

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1
川口市経済部経営支援課経営支援係 担当 北川

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和8年4月15日（水）までに、参加の可否を通知
- (2) 通知方法 参加表明書に記載されたアドレスへメールで通知

9 質問回答

- (1) 質問方法 「問い合わせ先」電子メールアドレスへメールで送付
電話又は口頭による質問は受付不可
- (2) 質問書送付先 「問い合わせ先」電子メールアドレス
- (3) 質問受付期間 令和8年4月1日（水）9時～4月8日（水）17時
- (4) 質問回答期限 令和8年4月10日（金）17時まで
- (5) 回答方法 川口市ホームページに掲載
(<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/12/50856.html>)

10 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書の選定により行う。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
- (4) 総合評価点が7割に達しない場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加表明書及び提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

11 委員会審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点	配点
業務の理解度	・目的を理解し、具体的な取り組みが示されているか。	10点
企画提案の内容	・様々な事態に柔軟に、そして臨機応変に対応できる具体的な提案になっているか。 ・本市のことを十分に理解した具体的な企画提案となっているか。 ・事業の発展性が見込まれる企画提案となっているか。	40点
経費の妥当性	・事業執行が可能で、適正な見積もり金額であるか。 ・効果的な事業施行が見込まれる経費配分か。	20点
運営・実施体制	・各業務の実施体制、危機管理体制は十分であるか。	10点
スケジュール	・事業スケジュールは具体的かつ実効性のあるものになっているか。	10点
その他	・事業効果を高める独自提案はあるか。	10点

12 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、すべての参加者に次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載する。また、失格となった場合は別途通知する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

13 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

14 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

15 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

16 問合せ先

川口市経済部経営支援課経営支援係 担当 北川

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-1647

FAX 048-258-1161

メールアドレス 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp